

# 令和6年度

## 足利市教育・保育施設入園のしおり

足利市の幼稚園や保育園、  
認定こども園のこと、入園の  
手続きについて書いてあるよ！

スマートフォン等で  
見たい方はこちら→  
(PDF版)

WEB版の  
ためQR  
非表示



足利市イメージキャラクター  
たかうじ君

足利市役所 健康福祉部

保育課 保育担当

Tel 0284-20-2138 (直通)

市役所本庁舎2階(27番窓口)

〒326-8601 足利市本城三丁目2145番地

### 目次：

教育・保育施設について	P 1
足利市の教育・保育施設一覧	P 2
申込みから入所決定までのながれ	P 3
申込みのために必要な条件	P 4
令和6年度一斉申込みについて	P 5
教育・保育給付認定について	P 9
申込みに必要な書類について	P11
利用者負担額(保育料)について	P13
利用者負担額(保育料)一覧表	P14
幼児教育・保育無償化について	P17
その他の子育て支援について	P19
教育・保育給付認定申請書等【記載例】	P21

# 教育・保育施設について

教育・保育施設には様々な種類があるため、それぞれのご家庭の状況や、お子さまに受けさせたい教育・保育内容をご検討の上、利用施設をお選びください。

## ♪ 幼稚園 ♪

(満3歳～5歳児)

集団の中での遊びなどを通して、小学校以降の教育の基盤を培うための教育施設です。教育時間としておおむね4時間程度お子さまをお預かりしています。教育時間前後の預かり保育を行っている施設もあります。

## ♪ 保育所(園) ♪

(0歳児～5歳児)

就労などのために家庭で保育ができない保護者に代わり、必要な保育を行う福祉施設です。ご家庭の保育が必要な状況に応じて、8～11時間程度、お子さまを預かりしています。延長保育の利用も可能です。

## ♪ 認定こども園 ♪

(幼稚園部分は満3歳～5歳児、保育所部分は0歳児～5歳児)

幼稚園と保育所(園)の機能や特長を併せもつ施設です。幼稚園同様の教育時間があり、ご家庭の保育が必要な状況に応じて保育を受けることもできます。満3歳以上であれば、入園後に幼稚園部分と保育所部分の利用を切り替えることも可能です。

足利市の教育・保育施設  
の公式ホームページへの  
アクセスはこちら



### Q&A コーナー①

Q. 今は働いていませんが、いずれは働きたいと考えています。どの施設に預けることができますか？

A. 幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)は働いていなくても、3歳になれば入園できます。認定こども園は保育園としての機能も持っているため、働き始める際に、施設にご相談のうえで保育認定に変更し、長くお預けすることもできます。また、幼稚園でも、通常の預かり時間にプラスして預けることができる「預かり保育」を実施しています。

Q. 預かり保育と延長保育の違いはなんですか？

A. 預かり保育は幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の教育時間を超えてお子さまを預かるサービスです。施設によって預かり保育の時間は異なりますので、各施設にお問い合わせください。延長保育は保育所(園)、認定こども園(保育部分)で、開所・閉所時間の中で保育標準・短時間を超えてお子さまを預かるサービスです(P10参照)。施設によって延長保育の時間は異なりますので、各施設にお問い合わせください。

# 足利市の教育・保育施設一覧

## ○私学幼稚園

(令和5年7月現在)

施設名	定員	所在地	連絡先	受入年齢	開所時間
足利くるみ幼稚園	315名	伊勢南町9-1	41-1492	満3歳～	各園にお問い合わせください。
足利短期大学附属幼稚園	210名	福居町698	71-1098	満3歳～	
足利さくら幼稚園	140名	島田町105-1	72-8509	満3歳～	

## ○新制度幼稚園

施設名	定員	所在地	連絡先	受入年齢	開所時間
足利みどり幼稚園	15名	東砂原後町1084	42-5446	満3歳～	各園にお問い合わせください。

## ○認定こども園（教育認定での預かり時間については各園にお問い合わせください。）

種別	施設名	教育定員 保育定員	所在地	連絡先	保育の場合の 受入年齢	開所時間			
						開園	保育標準時間	保育短時間	閉園
幼 保 連 携 型	友愛幼稚園	25名 30名	通5丁目3437	21-3532	6か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
	東光寺幼稚園	105名 90名	葉鹿町224	62-0473	6か月～	7:00	7:30～18:30	8:30～16:30	19:00
	足利しらゆり幼稚園	175名 110名	田中町943-11	71-7255	12か月～	8:00	8:00～19:00	8:00～17:00	19:00
	足利幼稚園	90名 90名	家富町2188	21-3475	12か月～	7:30	7:30～18:30	8:00～16:00	19:00
	旭幼稚園	75名 60名	大沼田町747	91-1003	6か月～	7:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30
	花園幼稚園	105名 80名	大町2-6	41-2923	6か月～	7:00	7:30～18:30	8:30～16:30	19:00
	足利いずみ幼稚園	90名 90名	五十部町155-5	21-6922	5か月～	7:00	7:30～18:30	8:30～16:30	19:00
	足利こばと幼稚園	96名 93名	堀込町2973	72-7247	12か月～	7:30	7:30～18:30	8:00～16:00	18:30
	矢場川幼稚園	45名 49名	里矢場町甲2261-1	72-5039	12か月～	7:30	7:30～18:30	8:00～16:00	18:30
	足利めぐみ幼稚園	75名 47名	小俣町660-4	62-4831	10か月～	7:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30
保 育 所 型	両野こども園	25名 335名	小俣南町4-2	62-4808	2か月～	7:00	7:00～18:00	7:00～15:00	19:00
	やままえ保育園	15名 110名	鹿島町167-1	62-2145	3か月～	7:00	7:00～18:00	7:00～15:00	19:00
※	山辺幼稚園	35名 20名	堀込町1410-1	72-2927	12か月～	7:30	7:30～18:30	8:00～16:00	18:30

※山辺幼稚園、山辺ひよこ園が統合し、令和5年7月から幼稚園型認定こども園へ移行しました。

## ○公立保育所

施設名	定員	所在地	連絡先	受入年齢	開所時間			
					開園	保育標準時間	保育短時間	閉園
大町保育所	45名	大町446	41-2886	※1	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
羽刈保育所	70名	羽刈町845	71-3240	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
山川保育所	100名	山川町84-2	41-2317	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
梁田保育所	90名	福富町894-1	71-2337	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
みなみ保育所	90名	西新井町3265-1	71-4361	※2	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
きた保育所	70名	赤松台町1丁目1	43-0055	※2	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
三重保育所	40名	五十部町1174-1	21-3073	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
わたらせ保育所	70名	錦町94	41-6987	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
にし保育所	90名	大前町1474-1	62-4555	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00

※1 令和6年度の0歳児クラス、1歳児クラスの募集は行いません。2歳児クラス以上（令和4年4月2日より前に生まれたお子さま）から受入が可能です。

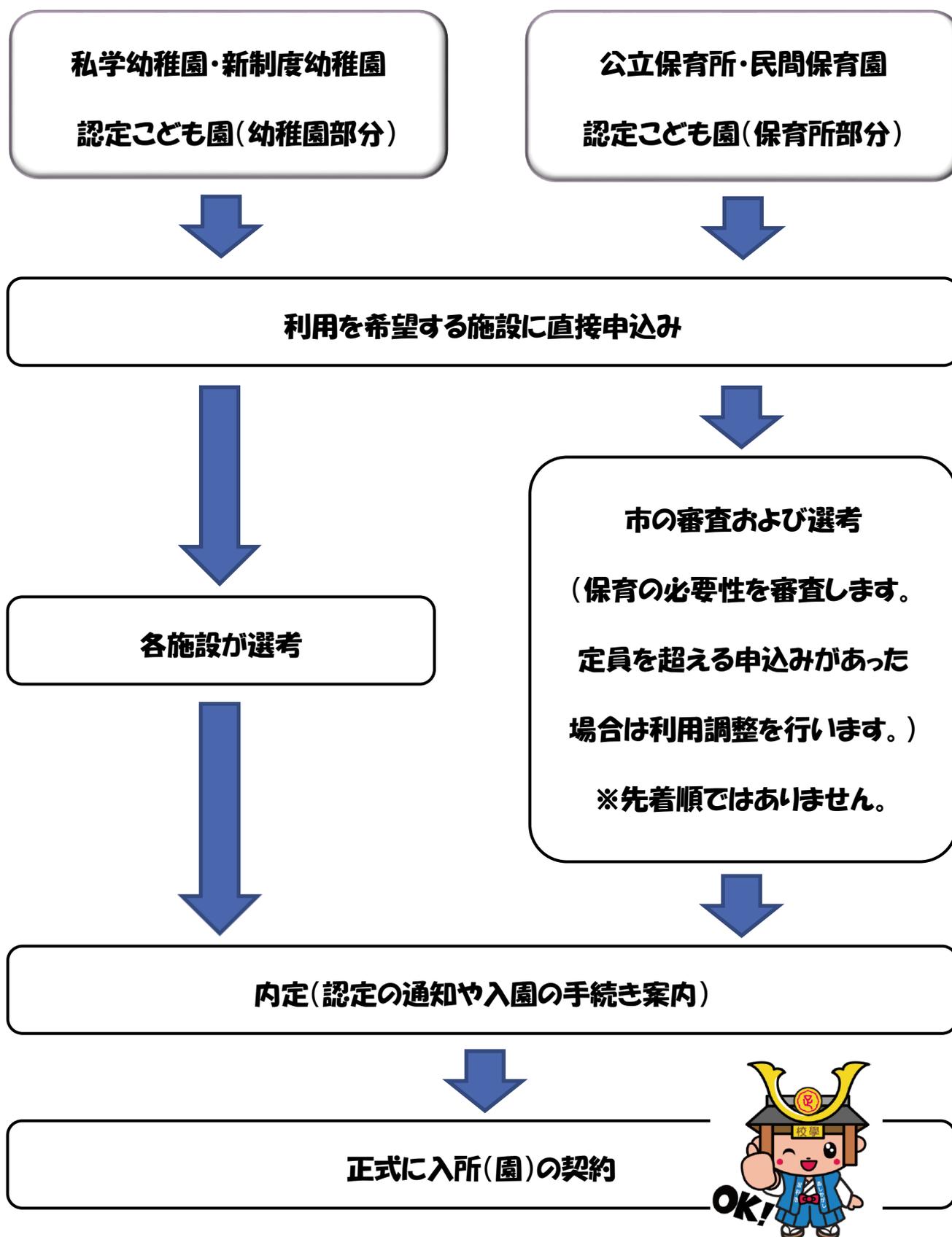
※2 令和6年度の0歳児クラスの募集は行いません。1歳児クラス以上（令和5年4月2日より前に生まれたお子さま）から受入が可能です。

## ○民間保育園

施設名	定員	所在地	連絡先	受入年齢	開所時間			
					開園	保育標準時間	保育短時間	閉園
小俣幼児生活団	80名	小俣町1412-1	62-0003	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:30
常念寺保育園	80名	通7丁目3094	21-2016	4か月～	7:00	7:00～18:00	8:00～16:00	19:30
ルンビニ保育園	90名	借宿町399	73-8123	4か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
足利本城保育園	60名	本城1丁目1742	22-7551	4か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
龍泉寺保育園	170名	助戸1丁目652	41-3310	3か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
わかば保育園	100名	利保1丁目4-3	41-3777	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
しんまち保育園	80名	毛野新町1丁目5	43-0827	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
天王保育園	200名	福居町334-1	71-0874	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:30
ポッポ保育園	70名	多田木町1070	91-3221	4か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00
ふくい保育園	130名	島田町805	22-4805	2か月～	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00

# 入所（園）決定までのながれ

ご希望の施設の種類によって、申込みから入所（園）決定までの流れが異なりますので、ご注意ください。下図が主な流れになりますが、申込みの詳細については各施設にご確認ください。



# 申込みのために必要な条件

## 私学幼稚園、新制度幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に申込みをしたい方

- 保護者とお子さまが足利市の住民であること。  
※足利市の住民以外の方でも申込みは可能ですが、お住まいの自治体で教育・保育給付認定申請等の手続きを行っていただく必要があります。
- お子さまが入園時点で満3歳（3歳になる誕生日の1日前）を迎えており、就学前であること。

## 保育所、保育園、認定こども園（保育部分）に申込みをしたい方

- 保護者とお子さまが足利市の住民であること。  
※足利市の住民以外でも申込可能ですが、下記の広域入所の手続きが必要です。また、市外保育施設への併願はできません。
- お子さまが入所（園）時点で0歳～就学前の年齢であること。  
※入所（園）可能な月齢は施設によって異なりますのでご注意ください。
- 保護者すべてが「保育を必要とする事由」（P9参照）に該当し、家庭でお子さまを保育できず、代わりの保育を必要としていること（保育施設の利用を必要としていること）。  
「小学校入学準備のため」、「集団生活を体験させたい」等の理由だけでは申込みはできません。
- 令和6年3月31日（令和5年度末）までに確実に転入する方（転入予定で申込みをする方）。

## 広域入所について ※必ず事前にご相談ください。

### ◆ 広域入所（受託）

足利市の住民ではない方で、足利市に勤務先があり、通勤や送迎による事情から、足利市内の保育施設の利用を希望する場合は、お住まいの自治体からの申込み（協議）が必要です。ただし、足利市民の方の保育利用が優先となるため、一斉申込みでは、2次募集からの申込みとなります（原則令和6年4月1日から入所（園）する方に限ります）。申込みの際は、必ず事前にお住まいの自治体の保育関係課にご相談ください。

※単に「足利市の施設がよいから」という理由で申込みをすることはできません。

### ◆ 広域入所（委託）

足利市の住民の方で、通勤や送迎による事情から（自治体により受入可能な要件が異なります）、市外の保育施設の利用を希望する場合は、足利市から、当該自治体へ申込み（協議）が必要となります。入所申込締切日（自治体により異なります）と必要書類を確認したうえで、必ず事前に足利市保育課へご相談いただき、申込みをしてください（当該自治体へ転入予定の方は、その旨をお伝えください）。基本的に、いずれの自治体もお住まいの住民の方優先なので、優先度は低くなります。

※既に入所（園）されている場合でも、足利市外への転出や市外からの転入をする方については、必ず事前にご相談ください。転出、転入するときは施設を継続利用するために必ず手続きが必要となります。

# 令和6年度一斉申込みについて

令和6年度に足利市の教育・保育施設に入所（園）を希望する方は、必ず一斉申込みでお申込みください。令和6年4月の入所（園）以外でも、令和6年度途中に入所（園）を希望する方も対象です（令和6年度中に育児休業期間が終了し、復職をするためお子さまをお預けしたい方など）。また、一斉申込みでは、生まれる前（出生予定）のお子さまのお申込みも可能です。

※公立保育所は、1次募集以降での申込みを受け付けませんのでご注意ください。

※保育認定の方以外（教育認定の方など）の申込みの日程は各施設に必ずご確認ください。

## ◆ 1次募集（保育認定を希望される方）

### ○募集期間

令和5年9月1日（金）～令和5年9月20日（水）

（希望する施設によっては、集中受付日があります。P7参照）

### ○申込み方法（第1希望のみご記入ください。）

申込み書類を第1希望の施設に直接ご提出ください。

保育認定を受けるために必要な書類はP11参照（申請書記入例はP21～参照）。

### ○審査および選考

募集定員に対して申込み人数の超過がなく、保育の必要性が認められる場合は内定となりますが、申込み人数が超過となった場合は、保育の必要性が高い順に内定者を決定します。

### ○内定となった場合 ※内定を辞退する場合は、内定した施設に速やかにご連絡ください。

公立保育所、民間保育園に内定した方：11月下旬頃に保育課から郵送でお知らせします。

認定こども園（保育所部分）に内定した方：11月下旬頃に各施設を通じてお知らせします。

### ○内定に至らなかった場合

保育課から、結果通知と併せて2次募集の案内等をお送りします。

## ◆ 2次募集（保育認定を希望される方）

### ○募集期間

11月下旬～12月上旬頃を予定しています（1次募集の審査状況により決定します）。

広報紙でのお知らせはいたしませんので、保育課のホームページをご確認ください。

### ○申込み方法（第3希望までご記入ください。）

1次募集で内定に至らなかった方は、施設ではなく保育課にご提出ください（郵送可）。

2次募集から新たに申込みをする方は、第1希望の施設に直接ご提出ください。

○審査および選考は1次募集と同様の方法で行います。

### ○内定となった場合

1次募集と同様の方法で12月下旬頃お知らせする予定です。

## ◆ 随時募集（保育認定を希望される方）

- ・2次募集終了後も、空きのある施設で随時募集を行います。日程や募集施設については、2次募集の結果通知以降に保育課のホームページでお知らせします。

一斉申込みについては市ホームページでもご案内しております。



申込書類は、募集期間開始までに余裕をもってご用意ください。申込み時点で書類が揃わない場合、教育・保育給付認定をすることができません。保育を必要とする事由が確認できない場合、審査の対象外となる場合がありますので、申込み時には必要書類を全て揃えてご提出ください。

#### ◆ 転園を希望する申込みについて

- ・新規申込みの方と同様のお手続きになります。
  - ・転園が内定した場合、現在在籍している施設に別のお子さまをご案内するため、元の園には戻りません。転園が内定しなかった場合は、希望があれば元の園の継続利用が可能です。
- ※育児休業中の在園児の施設継続利用は、お子さまの急激な保育環境の変化が好ましくないことを考慮して認めているものです。やむを得ない場合（公立保育所再編により転園を余儀なくされる場合や、転居等）を除き、育休要件で継続利用中の転園はできません。

#### ◆ 令和6年度途中の申込みについて

- ・令和6年度に入ってからでも、空きのある施設では随時募集を行います。毎月20日が次月以降の入所（園）申込みの締切日です。ただし、一斉申込みと比べ、申込みができる施設が限られますので、育児休業からの復職が確実な場合など、保育施設の利用が必須であることが事前にわかっている場合は、必ず一斉申込みで申込みをしてください。

### ◎ 重要 ◎ 保育を必要とする事由の変更が生じた場合は必ず届け出てください！

保育の審査は、提出書類に基づいて行います。「復職予定で申し込んだが辞めてしまった」、「就職内定で申込みをしたが、内定が取り消しとなった」等の変更があった場合は、入所（園）の内定が取り消しとなる場合があります。また、提出書類と事実が異なることが判明した場合は、虚偽の申請とみなし、厳正な対応を行います。以下のような場合は、申請中・入所（園）中を問わず、「教育・保育給付認定変更申請書」（保育課や各施設に置いてあります）をご提出ください。併せて、変更後の保育事由が確認できる書類が必要です（P11 参照）。

- ① 求職活動をしていたが、就労先が見つかった。
- ② 職場が変わった。就労時間が変わった。（長くなった場合、短くなった場合どちらも）
- ③ 会社を辞めてしまった。（退職日が分かった時点でご相談ください。）
- ④ 世帯状況が変わった（出生、婚姻、離婚、祖父母と同居、生活保護受給など）

教育・保育給付認定は月ごとのため、毎月20日頃までに各施設に変更書類をご提出ください。特に、就労が決まった、就労時間を延ばした等で短時間から標準時間に変更したい場合などは注意が必要です。原則、変更申請受付月の翌月の1日から変更となります。

### 保育実施の解除について

以下のような場合には、保育の実施が解除となり、利用している保育施設を退所（園）していただきます。また、理由にかかわらず、施設を退所（園）したい場合は、施設に申し出てください。

- ① 保育の実施期間（認定期間）が終了した場合
- ② 保育の実施要件を満たさなくなった場合
- ③ 入所（園）後、集団生活に支障をきたした場合
- ④ 虚偽の申請の事実が判明した場合
- ⑤ 無断で保育施設を長期欠席した場合
- ⑥ 市外へ転出した場合
- ⑦ 在留資格を喪失した場合



保育要件の変更  
漏れにご注意  
ください！！

◆ 集中受付日、公立保育所の入所制限について

- ・お子さまを保育しながら申込みを受け付けるため、保育士の人員配置の関係上、可能な限り集中受付日にお越しください。集中受付日以外でも、募集期間中は申込みが可能です。
- ・下記一覧に記載がない施設については、必ず事前に各施設にご確認ください。

区分	保育所・園名	募集予定人数	受入可能月齢	集中受付日	申込時間
公立保育所	大町保育所	6	※①	9月5日(火)	9:00～12:00
	羽刈保育所	10	2か月	9月4日(月)	9:00～12:00
	山川保育所	15	2か月	9月6日(水)	9:00～12:00
	梁田保育所	13	2か月	9月5日(火)	9:00～12:00
	みなみ保育所	13	※②	9月8日(金)	9:00～12:00
	きた保育所	8	※②	9月6日(水)	9:00～12:00
	三重保育所	5	2か月	9月1日(金)	9:00～12:00
	わたらせ保育所	10	2か月	9月13日(水)	9:00～12:00
	にし保育所	10	2か月	9月8日(金)	9:00～12:00
民間保育園	小俣幼児生活団	40	2か月	9月1日(金)～8日(金)	10:00～19:00
	常念寺保育園	20	4か月	9月1日(金)～20日(水)	9:00～15:00
	ルンビニ保育園	23	4か月	9月1日(金)～20日(水)	9:00～12:00
	足利本城保育園	15	2か月	9月1日(金)～20日(水)	9:00～17:00
	龍泉寺保育園	40	3か月	9月1日(金)～20日(水)	9:00～16:00
	わかば保育園	25	2か月	9月4日(月)	9:00～12:00
	しんまち保育園	16	2か月	9月4日(月)	9:00～12:00
	天王保育園	50	2か月	9月1日(金)～20日(水)	9:00～12:00
	ポップ保育園	12	4か月	9月1日(金)～20日(水)	9:30～17:30
	ふくい保育園	30	2か月	9月4日(月)～5日(火)	9:00～12:00
保育所型認定 こども園	両野こども園	120	2か月	9月1日(金)～2日(土)	8:30～12:00
	やままえ保育園	25	3か月	9月1日(金)～20日(水)	9:30～17:00

※①大町保育所は令和6年度、0歳児および1歳児クラスの募集を行わないためご注意ください。

2歳児クラス以上（令和4年4月2日より前に生まれたお子さま）から入所申込みが可能です。

※②みなみ保育所、きた保育所は令和6年度、0歳児クラスの募集を行わないためご注意ください。

1歳児クラス以上（令和5年4月2日より前に生まれたお子さま）から入所申込みが可能です。

公立保育所は「足利市保育所等整備後期計画」に基づき、市内公立保育所の再編を行っています。

来年度以降も、継続して入所制限を行います。

再編に伴い転園を希望する方も、一斉申込み期間に申込みください。

再編の詳細は市のホームページに掲載しています。

足利市 保育所再編

検索

右のQRコードからもアクセスできます。



◆ すこやか（発達支援）保育

すこやか保育とは、発達の遅れ等により、きめ細やかな保育を必要とするお子さまをお預かりするものです。すこやか保育に申込みを希望する場合は、申込み受付日が異なりますので、事前に保育課へご相談のうえ、申込みをしてください。

すこやか保育申込み	場所：足利市役所 2階 保育課（27番窓口）	日時：令和5年9月26日（火） 9：00～12：00
-----------	---------------------------	-------------------------------

※一斉申込みと同様に、保護者すべてが「保育を必要とする事由」に該当する必要がある、全ての申込み書類を揃え、必ずお子さまと一緒にお願いします。

Q&A コーナー②

Q. 申込みの時点では仕事をしていますが、入所（園）の時点では、今の仕事を辞めて求職活動をする予定です。保育を必要とする事由は就労で申込みをすればいいですか？

A. 認定を受けるために必要となるのは、入所（園）時点での状況です。就労で申込みをした後に仕事を辞めてしまった場合は、申込書類での審査時点と状況が変わってしまうため、内定が取り消しとなる場合があります。ご質問の状況のような場合は、求職活動で申込みをしてください。

Q. 自分の子どもは何歳児での申込みになりますか？

A. 入所を希望する月が属する年度の4月2日時点の年齢で数えます。令和6年度入所の場合は、下記の早見表を参考にして、お子さまのクラス年齢を確認してください。

令和6年度クラス年齢早見表

和歴	西暦	クラス年齢
平成30年度生まれ (平成30年4月2日～平成31年4月1日)	2018年度生まれ (2018年4月2日～2019年4月1日)	5歳児
平成31（令和元）年度生まれ (平成31年4月2日～令和2年4月1日)	2019年度生まれ (2019年4月2日～2020年4月1日)	4歳児
令和2年度生まれ (令和2年4月2日～令和3年4月1日)	2020年度生まれ (2020年4月2日～2021年4月1日)	3歳児
令和3年度生まれ (令和3年4月2日～令和4年4月1日)	2021年度生まれ (2021年4月2日～2022年4月1日)	2歳児
令和4年度生まれ (令和4年4月2日～令和5年4月1日)	2022年度生まれ (2022年4月2日～2023年4月1日)	1歳児
令和5年度生まれ (令和5年4月2日～令和6年4月1日)	2023年度生まれ (2023年4月2日～2024年4月1日)	0歳児
令和6年度生まれ (令和6年4月2日～令和7年4月1日)	2024年度生まれ (2024年4月2日～2025年4月1日)	0歳児



各施設の公式ホームページと併せて、下記のガイドブックもご覧ください。  
 足利市民間保育連盟の発行する小冊子『あしかがの12保育園ガイドブック』  
 足利地区幼稚園連合会の発行する小冊子『Hello 幼稚園』  
 （市役所保育課、各施設、子育て支援センター、公民館で配布）

# 教育・保育給付認定について

教育・保育施設を利用する場合、保護者の申請により、教育・保育給付認定を受ける必要があります。そのなかでも、2・3号認定（保育認定）を受ける場合には、「保育を必要とする事由」に該当しなければなりません。

※私学幼稚園は、上記の認定を受ける必要はありませんが、幼児教育無償化に係る施設等利用給付認定を受ける必要があります。

## ◆ 3つの教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定はお子さまの年齢と利用施設に応じて3つの区分があります。

1号認定（教育認定）	2号認定（保育認定）	3号認定（保育認定）
【教育標準時間認定】 ・お子さまが満3歳以上 ・教育のみを希望	【満3歳以上の児童・保育認定】 ・お子さまが満3歳～就学前まで ・「保育を必要とする事由」に該当 ・保育を希望する	【満3歳未満の児童・保育認定】 ・お子さまが0歳～満3歳未満 ・「保育を必要とする事由」に該当 ・保育を希望する
【利用施設】 新制度幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	【利用施設】 保育所（園） 認定こども園（保育部分）	【利用施設】 保育所（園） 認定こども園（保育部分）

## ◆ 「保育を必要とする事由」について

### ① 就労

#### 1か月あたり64時間以上の就労を常態とする場合

フルタイムだけでなく、パートタイム、夜間、内職（月3万円以上の収入が必要）など基本的にすべての就労が対象となります。居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）も含まれます。ただし、給料の支払いを伴わない手伝い等は就労として認められません。また、一時預かりで対応できる場合は該当しません。

### ② 妊娠・出産

妊娠、出産により家庭での保育が困難な場合

出産（里帰り出産を含む）による認定期間は、産前産後あわせて4か月となります。また、妊娠による体調不良などで就労等ができず、医師から安静等の診断がある場合も該当します。

### ③ 保護者の疾病・障がい

心身に病気、障がいがあり、家庭での保育が困難な場合

### ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護

同居又は長期入院・入所している親族の常時の看護や介護により、家庭での保育が困難な場合  
就労要件と同等の介護・看護時間がある場合に該当します。

### ⑤ 災害復旧

震災、風水害、火災その他の災害を受け、その復旧中で、家庭での保育が困難な場合

### ⑥ 求職活動

求職活動により外出を常態としている、あるいは、起業準備をしていて家庭での保育が困難な場合  
3か月間の保育認定を受けられます。3か月以内に就労が確認できない場合は、原則退園になります。また、妊娠中の求職活動は原則認めません。

### ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練も含まれます。）

### ⑧ 虐待やDVのおそれがあること

### ⑨ 育児休業

育児休業取得時、お子さまが既に保育施設を利用しており、継続利用が必要である場合。

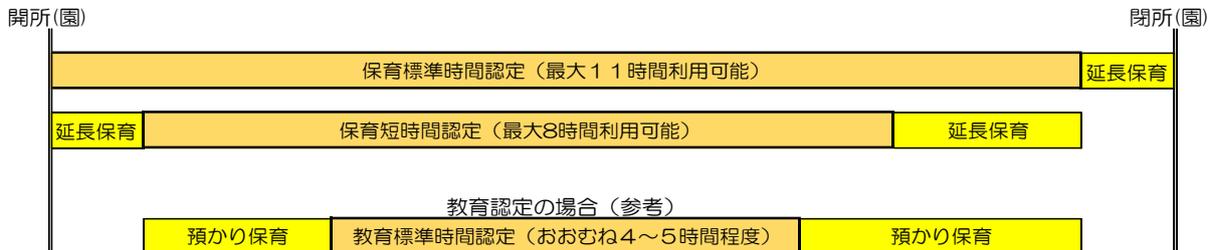
出産時から原則1年以内に職場復帰または就労することが条件となります。1年以上育児休業を取得する場合は妊娠・出産要件の認定が終了した時点で退園となるためご注意ください。

### ⑩ その他、お子さまを家庭で保育できない特別な理由がある場合

## ◆ 保育必要量について

2・3号認定（保育認定）は、保護者の「保育を必要とする事由」に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」の保育必要量に区分されます。保育標準時間は最大11時間の保育を基準とし、保育短時間は、最大8時間の保育を基準とします。どちらの場合も、必要に応じて延長保育(有料)を利用することができます。

保育必要量イメージ図



※各認定の預かり時間、開所（園）及び閉所（園）時間は各施設によって異なります。

◎標準時間／短時間は保護者の「保育を必要とする事由」の状況によって、足利市が認定します。

区分	認定の要件
保育標準時間 (11時間保育)	① 父母（保護者）ともに月120時間以上の就労・就学等（通勤時間含む） ② 妊娠・出産（おおむね産前産後あわせて4か月間） ③ 災害復旧 ④ 虐待やDVのおそれがあること など
保育短時間 (8時間保育)	① 父母（保護者）のいずれかが月64時間以上120時間未満の就労・就学等 ② 父母（保護者）のいずれかが、求職中 ③ 育児休業中の在所児の継続利用 など

※疾病・障害や介護・看護の認定の場合も、就労や就学の時間に準じます。

## ◆ 認定期間

教育・保育給付認定には期間があります。認定期間が切れた場合は退所（園）となりますが、必要があれば認定変更の手続き（P6 参照）を行うことで施設を継続利用できます。

**1号認定**の場合は

基本的に認定期間は就学前までとなります。

**2・3号認定**の場合は

2号は就学前まで、3号は2号に切り替わる直前（3歳になる2日前）までの期間を基本とします（3号から2号への切り替えは自動的に行われます）。

※原則は上記のとおりですが、

**求職活動：3か月間 妊娠・出産：4か月間（産前2か月＋産後2か月）など**

保育を必要とする事由に応じて認定期間はさまざまです。申請後に発行される「教育・保育給付認定通知書」に認定期間が記載されていますので、必ずご確認ください。また、どの事由に関しても家庭保育が可能になった時点で認定はできなくなります。

### Q&A コーナー③

- Q. 私は月80時間くらい仕事をしています。保育で申請して、保育短時間で認定されました。保育施設に入った後に、仕事の時間が長くなったら標準時間に変更してもらうことはできますか？
- A. 就労時間が保育標準時間の要件を満たせば変更可能です。P6を参照して、在籍施設に書類を提出してください。反対に、就労時間が短くなれば、保育短時間になるため必ず届け出てください。

# 申込みに必要な書類について

申込みの際には、教育・保育給付認定申請書のほか、家庭の状況に応じて書類の提出が必要です。申込み書類は保育課窓口や各施設の見学の際などにお受け取りください。ただし、私学幼稚園に申込みの場合は、必要書類が異なりますのでご注意ください。

各種様式は市ホームページからダウンロードもできます。



## 1 【教育・保育給付認定申請書】（記入例P21～P22参照）

教育・保育給付認定（P9参照）を受けるための申請書です。

教育・保育給付認定申請書は、児童1人につき1枚必要です。

## 2 【保育の認定に必要な書類】※2・3号認定（保育認定）を希望する方

父母及び祖父母等の状況	必要な書類等
<b>勤めている方（パートや内職を含む） これから勤める方</b> ※1 65歳未満の祖父母等が同居している場合、祖父母等の書類を求めることがあります。	<b>就労証明書</b> ※足利市指定の様式あり <b>勤務先の雇用主や所属長の方から証明を受けてください。</b> 内職の方は発注者から証明を受け、給与明細や仕入伝票の写しを合わせて提出してください。 <u>ご自身で書いたものは無効です。</u>
<b>自営業（個人事業主）の方 農業の方</b> 上記※1のとおり	<b>就労証明書（事業主が記入したもの）</b> 開業2年目以降の方は <b>直近の確定申告書（写）</b> 新規開業の方は <b>開業届（写）、直近の収入がわかる書類</b> 法人経営者の方は <b>法人の登記簿謄本（写）</b>
<b>専従者の方</b>	<b>青色事業専従者給与に関する届出書（写）、もしくは確定申告書等の専従者となっていることが証明できる書類</b>
<b>親族経営の会社等にお勤めの方</b>	<b>源泉徴収票、賃金台帳、労災保険、雇用保険被保険者証等、公的に雇用を証明できるものいずれか（写）等</b>
<b>出産予定の方</b>	<b>母子手帳（母の氏名、出産予定日の記載箇所）または妊産婦医療費受給資格証いずれか（写）等</b> 切迫流産等により保育が必要な場合は、 <b>医師の診断書等</b>
<b>育児休業取得</b> 既に保育施設を利用しており、継続利用が必要な場合に限ります。	<b>就労証明書（育児休業期間+復職日の記載があるもの）</b> 就労証明書に、勤務先で育児休業期間の証明を受けてください。内容によっては、施設長の意見書が必要です。
<b>・病気の方 ・同居家族や親族の看護、介護にあっている方</b>	<b>診断書、病気の内容や治療・療養期間のわかる書類、介護保険被保険者証（写）等</b> 診断書の内容によっては追加資料の提出が必要です。
<b>心身に障がいのある方</b>	<b>身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）、医師の診断書等</b> <b>保育が困難と判断できる実際の障がいの内容を記載した書面を提出してください。</b>
<b>就学、技能習得している方</b>	<b>在学証明書、カリキュラム等、保育を必要とする時間がわかる書類（写）</b> これから入学予定の場合は、 <b>合格通知書（写）等</b>
<b>求職活動を行う予定の方</b> 認定期間は3か月間です。	申込みの時点では、特に必要な書類はありませんが、認定期間内に <b>就労先を決めて、就労証明書を提出いただきます。</b> ハローワークカード・雇用保険受給証明書の写しの提出が必要な場合もあります。
<b>虐待、DVのおそれがある方</b>	<b>保育の必要性がわかる公的機関が発行する証明書類</b>
<b>災害復旧</b>	<b>罹災証明書等</b>

※提出書類の内容について、お電話でお聞きすることや、証明者等に記載内容を確認する場合があります。また、追加書類の提出をお願いすることがあります。

### 3【保育実施認定調査書】※2・3号認定（保育認定）を希望する方（P23～P24参照）

保育を必要とする事由などについて確認する書類ですので、正確にご記入ください。裏面には、申込みや入所（園）に関する重要な確認事項および同意事項が記載されています。必ず全項目をお読みになり、内容をご理解のうえ、ご署名ください。ご署名がない場合は、申込みを受け付けできません。また、以下に該当する方は入所（園）の審査に影響がありますので、保育実施認定調査書に利用施設名等の記入をお願いします。

- ①現在就労しており、月64時間以上、認可外保育施設やベビーシッターを利用している。
- ②市外の保育施設を利用しており、市内保育施設に転園を希望する場合

### 4【保育所入所申込書】※公立保育所、民間保育園を希望する方

入所（園）の意思を確認するためにご提出いただく書類です。一斉申込みの場合は、内定決定通知に同封して郵送しますので、施設にご提出ください。年度途中での申込みの場合は、その他の必要書類と併せて提出してください（一斉申込みと年度途中の申込みについてはP5～P6参照）。

### 5【その他、該当する場合に必要な書類】

在留外国人の方	在留カードの表裏（写） ※保護者・児童全員のカードの表裏	
令和5年1月1日時点で、足利市に住民登録がない方、足利市以外で課税されている方 〔令和6年度4月～8月入所希望の方対象〕	<p>① マイナンバー（個人番号）記入用紙</p> <p>② 申請者の個人番号を確認できる書類（写）※下記3つのいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード（顔写真付き、両面）→③の書類の提出は不要です。</li> <li>・個人番号の通知カード（※記載住所が現住所と一致している場合のみ）</li> <li>・個人番号が記載された住民票</li> </ul> <p>③ 申請者の身元確認ができる書類（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証やパスポート等、顔写真付きの公的な書類</li> </ul> <p>④ 上記①～③の書類の提出が困難な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年1月1日に住民登録があった自治体の所得課税（非課税）証明書（すべての所得と控除が記載されているもの）</li> </ul> <p>※市役所窓口へ直接提出する場合で、面前で原本の確認が可能な場合、②、③の提出は不要です。</p>	
配偶者と別居中で、離婚調停中の方	<p>離婚調停中であることがわかる書類（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所からの呼び出し状（写）等</li> </ul> <p>※単に別居中の場合は、通常の申込みと同じ書類を提出してください。</p>	
申込時点でお子さまが出生前（出生予定）の方	母子手帳（母の氏名、出産予定日の記載箇所）、または妊産婦医療費受給資格証いずれかの写し	
足利市に転入予定で申込みをする方 〔保育の申込みを希望する場合のみ〕	ご自宅を新築する方 戸建てを購入する方	転入誓約書、売買契約書等（写） 住所地、引渡し日、契約者名の記載があるもの
	アパート等の賃貸住宅を借りる方	転入誓約書、賃貸契約書（写） 住所地、引渡し日、契約者名の記載があるもの
	実家に住む方 申込み時点では住所が決まっていない方など	転入誓約書 ※市指定の様式有り 保育課のホームページに掲載してあります。

※同居の祖父母がいる場合、祖父母のマイナンバー（所得課税証明書等）が必要になる場合があります。  
 ※課税を確認する書類の提出がない場合や、未申告等で課税情報が確認できない場合は、保育料を最高額で決定します。また、入所（園）審査上も不利となるため、必ず必要書類の提出や申告を行ってください。

提出書類について、虚偽や事実と異なることが判明した場合は、入所（園）の内定を取り消す場合があります。申込み後や入所（園）後に状況が変わった場合は、必ず届け出てください。

# 利用者負担額（保育料）について

毎月の保育料は、父母それぞれの**市民税額控除前所得割額**を算定基礎として合算し、世帯の状況に応じて足利市が定めます。ただし、祖父母が同居の場合に、父母の収入状況によっては、同居する祖父母の税額を含めて算定する場合があります。

**※保育料の算定方法等は、保育所（園）、認定こども園で共通です。**

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。



令和6年度の場合…8月までは令和5年度の市民税、9月からは令和6年度の市民税で計算します。

## 保育料算定方法

**【市民税・県民税納税通知書】明細書一部抜粋**

算出税額		総所得分算出所得割額①	分離分算出所得割額②	調整控除額③	税額控除・調整④	
	市民税		〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	
県民税						
		<b>保育料算定基礎</b>				

毎年6月に自宅へ送付される**【市民税・県民税納税通知書】**のうち、課税明細書の算出税額

① 総所得分算出所得割額 ② 分離分算出所得割額 ③ 調整控除額 を参照してください。

保育料算定基礎は ① + ② - ③ の額となります。

**【市民税・県民税特別徴収額決定・変更通知書】一部抜粋**

税額	市民税	税額控除前所得割額④	〇〇,〇〇〇円
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
額	県民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	

会社で天引きの方はこの額を確認してください

会社から毎年5月または6月に送付される「市民税・県民税特別徴収額決定・変更通知書」に記載の「④税額控除前所得割額」から調整控除額を控除した額が保育料算定基礎になります。

## Q&A コーナー④

Q. 幼稚園、保育所（園）、認定こども園で保育料は違いますか？私立の方が費用が高くなりますか？

A. 利用者負担額（保育料）は施設の種類の決まるのではなく、世帯の市民税額をP14の表にあてはめて、認定区分（2号、3号）とお子さまのクラス年齢（4月2日時点の年齢）に応じて決定しています。したがって、保育認定（2号、3号）であれば保育所（園）でも認定こども園でも同額です。ただし、保護者同意のもと、延長保育料や預かり保育料、保育料以外の実費負担額（おやつ代、教材費、制服代、バス代等）は施設によって異なるため、見学の際などに確認してください。

## 足利市利用者負担額【保育料】

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担（月額）			各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担（月額）				
階層区分	定義	推定年収	3号認定／2号認定（3歳未満児）		2号認定（3歳児）		2号認定（4歳以上児）		階層区分	定義	推定年収	1号認定（3歳以上児）	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間				保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯も含む）	—							1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯も含む）	—	1号認定（3歳以上児） 教育標準時間	
2	市民税非課税世帯	～260万円							2	市民税非課税世帯	～260万円	無償化	
3	市民税均等割課税世帯	～300万円	8,500 〔4,200〕	8,500 〔4,200〕				3	市民税均等割課税世帯	～300万円			
特例	第3階層のうち下記注)7に該当する世帯		3,700 〔 0〕	3,700 〔 0〕				特例	第3階層のうち下記注)7に該当する世帯				
4	48,600円未満	～330万円	13,000 〔6,500〕	12,800 〔6,400〕				4	77,200円未満				
特例	第4階層のうち下記注)7に該当する世帯		6,000 〔 0〕	5,900 〔 0〕				特例	第4階層のうち下記注)7に該当する世帯				
5	48,600円以上 77,200円未満	～360万円	17,300 〔8,600〕	17,000 〔8,500〕				5	77,200円以上 211,300円未満	～680万円			
特例	第5階層のうち下記注)7に該当する世帯		8,600 〔 0〕	8,500 〔 0〕				特例	第5階層のうち下記注)7に該当する世帯				
6	77,200円以上 105,500円未満	～400万円	22,000 〔11,000〕	21,700 〔10,800〕				6	211,300円以上	680万円～			
7	105,500円以上 147,600円未満	～500万円	28,000 〔14,000〕	27,600 〔13,800〕									
8	147,600円以上 189,600円未満	～600万円	36,500 〔18,200〕	35,800 〔17,900〕									
9	189,600円以上 252,900円未満	～780万円	42,500 〔21,200〕	41,800 〔20,900〕									
10	252,900円以上 301,000円未満	～930万円	45,900 〔22,900〕	45,200 〔22,600〕									
11	301,000円以上	930万円～	49,300 〔24,600〕	48,500 〔24,200〕									

注)

- 1 年齢については、年度当初(4月1日)時点のお子さまのクラス年齢により決定します。年度の途中で誕生日を迎えても変更とはなりません。
- 2 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税により決定しお知らせする予定です。
- 3 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。
- 4 利用者負担額は、父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父・祖母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。
- 5 同一世帯の2人以上のお子さまが、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合には、2番目のお子さまについて、上表の〔 〕欄の利用者負担額が適用されます。また、第3子以降のお子さまの利用者負担額は無料となります。なお、2・3号認定の市民税所得割額が57,700円未満までの世帯は、第1子の年齢に関わらず、第2子半額、第3子以降無料として上表の利用者負担額を適用します。
- 6 第3子以降保育料減免事業による減免申請書の提出が必要で、利用者負担決定後に該当する場合は申請してください。
- 7 母子(父子)世帯並びに在宅障がい児(者)のいる世帯等で、第2階層から第5階層の場合は特例となります。また、第1子の年齢に関わらず、第1子半額、第2子以降無料として上表の利用者負担額を適用します。ただし、家計の主筆者が同居の祖父・祖母などの場合は特例の適用外となる場合があります。
- 8 利用者負担額の算定に必要な課税書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど、課税額の確認ができない場合は、各認定区分の最高階層にて利用者負担額を認定します。なお、認定後に確定申告がされた場合でも当初に遡っての再認定はありません。
- 9 この利用者負担額は、子ども・子育て支援新制度の対象となる教育・保育施設、地域型保育事業を利用する場合に適用されます。そのため、現在の制度のまま継続する幼稚園(私学助成幼稚園)等を利用する際は、現行どおり施設で設定した保育料をご負担いただくこととなりますが、月額2万5,700円分までは教育・保育無償化により無償となります。
- 10 この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。
- 11 推定年収は、父・母(税法上の扶養の範囲)・子ども2人をモデル世帯としておおよかな目安として表記しています。

## 利用者負担額(保育料)の多子軽減について

- ① お子さまが同一世帯から教育・保育施設等に同時入所している場合は、2人目以降の児童の保育料を下記のとおり軽減します。
- ◇上から第2子 → 基準額の2分の1に軽減 (P14 利用者負担額一覧を参照)
  - ◇上から第3子以降 → 無料
- ② 同時入所以外でも同一世帯で3人以上の児童がいる場合、3人目以降の保育料が無料になります。**ただし、申請が必要です。**利用者負担額(保育料)が無料の方は申請の必要はありません。対象となる方は、「**第3子以降利用者負担額減免申請書**」を入所(園)している施設に提出してください。**申請書が未提出の場合は、減免の対象となりません。**
- ③ 上記以外で多子軽減を受けられる場合
- ◇2・3号認定の児童で、父母等の市民税所得割額が、57,700円未滿の場合
    - 第2子を半額、第3子以降を無料に軽減します。
  - ◇ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯のうち市民税所得割額 77,200円未滿の場合
    - 第1子を半額、第2子以降を無料に軽減します。

- ※ 第1子の年齢上限は18歳に達する年度までとなりますが、就学している(大学生など)場合は、原則22歳に達する年度までが対象となります。
- ※ 第1子が就労により一定の収入がある場合は、第1子の対象から除かれます。
- ※ 保育料の算定を、祖父母等の所得で判断している場合は、減免が適用外になる場合があります。
- ※ 未申告の方や課税資料未提出の方は多子軽減にかかわらず、保育料が最高額で算定されます。

### ① の場合例

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	2歳	教育・保育施設	—
2人目	1歳	教育・保育施設	<b>2分の1</b>
3人目	0歳	教育・保育施設	<b>無料</b>

・就学前の児童が対象です。

### ② の場合例

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	15歳	中学生	—
2人目	8歳	小学生	—
3人目	2歳	教育・保育施設	<b>無料</b>

・第3子以降利用者負担額減免申請書の提出が必要です。

### ③ の場合(父母の世帯)例

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	8歳	小学生	—
2人目	2歳	教育・保育施設	<b>2分の1</b>
3人目	0歳	教育・保育施設	<b>無料</b>

### ③ の場合(ひとり親世帯)例

#### 1人目が教育・保育施設に入所の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	2歳	教育・保育施設	<b>2分の1</b>
2人目	1歳	教育・保育施設	<b>無料</b>
3人目	0歳	教育・保育施設	<b>無料</b>

#### 1人目が小学生の場合

児童	年齢	施設種類	保育料の軽減
1人目	7歳	小学生	—
2人目	2歳	教育・保育施設	<b>無料</b>
3人目	1歳	教育・保育施設	<b>無料</b>

自分の市民税額の見方や多子軽減の考え方はわかりましたか？

次はP14の表に当てはめて、実際に保育料を算出してみましょう！



### 利用者負担（保育料）の支払いについて

- ① 認定こども園の保育料は各施設を運営する事業者から直接請求がありますので、お支払いをお願いいたします。お支払方法については、各施設にご確認ください。
- ② 市内の公立保育所及び民間保育園の保育料については、市が直接徴収いたします。支払方法は口座振替の手続きをお願いしております。

口座振替の手続き	足利市内に支店のある金融機関窓口で「 <u>口座振替依頼書</u> 」に必要事項を記入いただき、お手続きをお願いいたします。ゆうちょ銀行をご利用の場合は専用紙が備えてありますので、郵便局の窓口にてお手続きをお願いいたします。 ※指定できる口座は、 <b>保護者の名義</b> のものになります。
口座振替の開始月	金融機関での手続き終了後、依頼書控えを市役所保育課にて処理してから、口座振替が開始となります。おおむね2週間～1か月ほど手続きにかかります。口座振替が開始されるまでは、市が発行する所定の納付書でお支払いください。
口座振替日（納期限）	振替日（納期限）は、毎月末日です。（ただし、月末が土日・祝日・年末年始の場合は、金融機関の翌営業日となります）

※口座振替の方で、口座の残高不足のため振替ができなかった場合は、市から納付書が発行されます。

- ③ 口座振替の手続きがない場合は、市所定の納付書を毎月15日頃に発行します。納付書は、各施設から直接お渡ししますので、指定の各金融機関・市内各公民館（織姫・助戸を除く）・市役所保育課に納期限までにお支払いください。納期限は口座振替日と同日になります。

※納期限以降に納付状況が確認できない場合、督促状が発行されますのでご注意ください。

### 利用者負担（保育料）の滞納について

- ・教育・保育施設は、皆様にご負担いただく保育料のほか、国・県・市の負担により運営されておりますので、**保育料は絶対に滞納しないでください**。滞納がある場合は、入所（園）の審査や施設の継続利用に影響します。

※滞納した場合は、督促状や催告状が送付されるほか、市や園からの請求、法令に基づき給与の差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。保育料を納付できない場合には、納付相談等を行いますので、速やかに保育課へご相談ください。

みなさんの保育料で施設を運営しています。  
納期内の納付にご協力ください！！



#### Q&A コーナー⑤

Q. 私には3歳児と1歳児の子どもがいて保育園に通わせています。保育料はどうなりますか？

A. 3歳児のお子さまは幼児教育無償化により保育料は無料です。1歳児のお子さまは多子軽減適用により、P14の表で該当する保育料の半額です。

Q. 子どもの祖父・祖母と一緒に暮らしており、まだ仕事をしていて収入があるのですが、保育料の算定に影響はありますか？

A. 保育料は「家計の主宰者は誰か」という考え方をもとに、お子さまの両親の市民税額で算定しています。ただし、祖父母の扶養に入っている場合や、ひとり親世帯で収入が130万円未満、両親がいる世帯で180万円未満の場合は、祖父母のどちらか収入の高い方を家計の主宰者と判断し、保育料の算定に加えることがあります。

# 幼児教育・保育無償化について

## 無償化の対象年齢・クラス

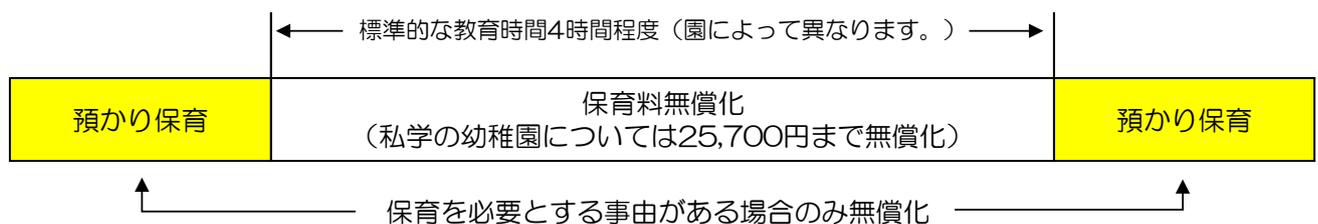
施設の種類の種類		幼稚園、 認定こども園の幼稚園部分	保育所（園）、 認定こども園の保育所部分
保育料が無償化 になる年齢	市民税課税世帯	満3歳から	3歳児（年少クラス）から
	市民税非課税世帯	満3歳から	0歳児クラスから
預かり保育料が無 償化になる年齢	市民税課税世帯	3歳児（年少クラス）から	—
	市民税非課税世帯	満3歳から	—

※私学幼稚園（P2参照、市内の3施設）については、月額25,700円が保育料無償化の上限です。  
※バス代、給食費、教材費など各施設で個別にかかる費用は無償化の対象外です。

## 預かり保育料の無償化について ※必ず事前の申請が必要です。

各幼稚園（認定こども園の幼稚園部分含む）では、4時間程度の基本的な教育時間に加え、保護者の必要に応じて預かり保育を実施しています。「保育を必要とする事由」（P9参照）のために預かり保育を利用する場合には、利用日数に応じた月の支給限度額（450円×利用日数）の範囲で、預かり保育料が無償化されます。ただし、無償化となる上限額は月11,300円までとなります。

◎幼稚園・認定こども園の幼稚園部分の場合



## ◆ 無償化を受けるための手順

- ① 利用施設を通して、市に「施設等利用給付認定申請書」および「保育を必要とする事由を確認する書類（P11参照）」をご提出ください。
- ② 市が提出書類に基づき審査を行い、認定をします。
- ③ 預かり保育を利用した場合、月の支給限度額または上限額を超える部分および、無償化の対象外となる実費負担額（おやつ代等）を利用施設に直接お支払いください。

※ 育休中の預かり保育利用については、無償化の対象とはなりません。

## 幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の取り扱いについて

幼児教育・保育の無償化により保育料自体は無償化になりましたが、食材費等は無償化の対象になりません。ただし、下記に該当するお子さまについては副食費（おかず代）が免除になります。

- ・ 年収360万円未満相当世帯のお子さま
- ・ 第3子以降のお子さま（副食費免除申請書の提出が必要になる場合があります）

※対象となるのは・・・

- ・ 保育所（園）、認定こども園（保育所部分） （3歳児～5歳児クラス）
- ・ 新制度幼稚園、認定こども園（幼稚園部分） （満3歳～5歳児クラス）
- ・ 私学幼稚園（新制度未移行幼稚園） （満3歳～5歳児クラス）



## 認可外保育施設等の無償化について ※必ず事前の申請が必要です。

認可外保育施設等を利用する方で、「保育を必要とする事由（P9 参照）」に該当する場合、3歳児から就学前までのお子さまは月額37,000円まで利用料が無償化となります。また、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯のお子さまは月額42,000円までの利用料が無償化となります。※市への確認申請等を行った認可外施設等を利用する場合は対象です。

### ◆ 無償化を受けるための手順

- ① 利用施設を通して、市に「施設等利用給付認定申請書」および「保育を必要とする事由を確認する書類（P11 参照）」をご提出ください。
- ② 市が提出書類に基づき審査を行い、認定をします。
- ③ 認可外保育施設等の利用料無償化は償還払いです。一度は施設に利用料をお支払いください。その後、3か月分をまとめて市に請求いただき、翌々月に無償化分の利用料をお支払いします。（4～6月→8月払 / 7～9月→11月払 / 10～12月→2月払 / 1～3月→5月払）

## 認可外保育施設について

設置基準の関係等で、県知事の認可を受けていない保育施設です。認可を受けていませんが、市による定期的な立ち入り調査を受けております。入園希望や利用料などは直接お問い合わせください。なお、認可外保育施設の無償化は事前に申請が必要です。（上記参照）

施設名	住所	電話番号	備考
エンジェルハウス 24	堀込町 2587-1 2F	22-8253	夜間保育
フィフスプリスクール	八幡町 1-16-8	70-0866	英語学校
アメリカンプリスクール	八幡町 1-2-12	72-5493	英語学校
アドラー・インターナショナル幼児園	上渋垂町 369-7	64-8966	英語学校

いろいろな無償化の制度があるので、必ず忘れずに手続きをしましょう！！  
申請手続きが遅れた場合、遡って認定することはできませんので、ご注意ください。



## Q&A コーナー⑥

Q. 現在共働きで、子どもは認定こども園の教育部分（幼稚園部分）に通っています。預かり保育も無償化の対象になりますか？

A. 保育を必要とする事由（P9 参照）がある場合、3歳児（市民税非課税世帯は満3歳）から預かり保育料が、利用日数に応じた月の支給限度額（450円×利用日数）の範囲で無償化となります。ただし、月あたりの無償化の上限額は11,300円（満3歳は16,300円）までとなります。事前に市へ申請を行い、認定を受ける必要がありますのでご注意ください。

※保育を必要とする事由：

保護者すべてが月64時間以上の就労や疾病、介護などに該当すること。

Q. 以前から認可外施設を利用して、今月から施設等利用給付認定を受けています。申請をすれば先月より前に払った利用料も戻ってきますか？

A. 認定を受ける以前の利用料については無償化の対象となりません。また、以前から保育を必要とする事由があった場合でも、遡って認定を受けることはできませんのでご注意ください。

# その他の子育て支援について

## 一時預かり事業について

普段は家庭で保育ができるおさまが、次のような理由のために週3日程度を限度に施設を利用することができる制度です。

- ・パート等で週2～3日間保育が必要になった
- ・育児の疲れから心身をリフレッシュしたい
- ・保護者や親族の看護や介護が急に必要になった
- ・里帰り出産
- ・冠婚葬祭など

### ○利用できるおさま

- ・足利市に在住（住民登録がある）している、おおむね1歳～小学校就学前の未就園児
- ※里帰り出産の場合は、足利市に住民登録がない方でも利用できます。

### ○対象施設（公立）※民間保育園、認定こども園については、各施設に直接ご確認ください。

- ・羽刈保育所
- ・山川保育所
- ・みなみ保育所
- ・三重保育所
- ・にし保育所

### ○利用方法

- ・施設の状況により受け入れできない場合がありますので事前に利用希望施設にご相談ください。
- ・予防接種などの状況を確認するため、母子手帳を持参し、おさまと一緒にお願いします。

## 病児保育事業について

おさまが軽度の病気・けがのため、保育所や学校などにおける集団生活が困難で、保護者の仕事の都合などにより、家庭でおさまを保育できないときに利用できます。

### ○利用できるおさま

- ・足利市に在住（住民登録がある）している乳幼児～小学6年生までのおさま

### ○実施施設・問い合わせ先

- ・鹿島こどもクリニック病児・病後児保育室
- 住所：足利市鹿島町 501-3 Tel：0284-65-0035

### ○利用時間（日曜・祝祭日・お盆休み・年末年始を除く）

- ・月曜日～金曜日 8：00～18：00
- ・土曜日 8：00～17：00

### ○利用方法

- ・電話で事前予約を行い、利用当日に「利用申請書」「診療情報提供書（利用連絡書）」をご提出ください。書類は各保育所等、医療機関に置いてあります。市ホームページからもダウンロードできます。詳細は、施設に直接お問い合わせください。



## 企業主導型保育事業所について

（公財）児童育成協会の助成のもと企業が運営する保育施設です。企業に関わるおさまを預かる施設ですが、それ以外のおさまをお預かりする枠もあります。利用するためには、保育を必要とする事由に該当する必要があります。入園希望や利用料などは施設に直接お問い合わせください。

施設名	受入月齢	住所	電話番号
ひまわりチャイルド	6か月～5歳児	大久保町 753 東足利教習所 2F	91-0722
京和風 嵐山保育園	3か月～2歳児	上渋垂町 83-1	64-9570
しらゆり保育園	11か月～満3歳	田中町 58	71-7255
あさひこども園	6か月～5歳児	大沼田町 747	91-1003

## 子育て世代包括支援センター

妊娠中から子育て期の相談に応じ、様々な子育て支援の中から、各個人合った適切な支援を紹介しています。個室完備。電話や訪問での相談も行っています。

相談員	受付日時	場所	内容	電話番号
母子保健 コーディネーター	月曜日～金曜日 8：00～17：00	本城三丁目 2022-1 保健センター 2F	妊娠～産後のこと 赤ちゃんや家族の 健康について	22-4514
子育て支援 コーディネーター	月曜日～金曜日 8：30～17：00	西宮町 2838 さいこうふれあい センター 2F	子どもに関する心 配ごとなど、育児 全般について	22-4460

### 地域子育て支援センター

足利市に在住する未就園児と保護者の方を対象にした交流の場で、お子さまを遊ばせながら情報交換ができます。親子で自由に遊べる子育てサロンを開いており、必要に応じ相談・助言等ができる保育士等も常駐しています。お電話による子育て相談も受け付けております。

施設名	利用について	所在地	電話番号
さいこう子育て支援センター 子育てサロン「ぴっぴ」	月曜日～金曜日	西宮町 2838 さいこうふれあいセンター 2F	22-4460
にし子育て支援センター 子育てサロン「スマイル」	9:00～16:00 事前の申込み不要	足利市板倉町 395 板倉ふれあい児童館内	62-1001
やまがわ子育て支援センター 子育てサロン「くるみの木」	※利用料は無料	足利市山川町 84-2 山川ふれあいセンター 2F	42-0900

### あしかがファミリー・サポート・センター

TEL: 0284-20-2185

子育て中の保護者の日常生活を支援するため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（協力会員）が会員となり、ファミリー・サポート・センター（さいこうふれあいセンター内）を通じて、育児の助け合いを行う制度です。

#### ○お預かりの例（預ける理由に特に制限はありません）

- ・保育施設等までの送迎。
- ・保育施設等の保育時間開始前、終了後。
- ・軽度の病気等で登園できないとき。
- ・冠婚葬祭やきょうだいの学校行事に参加するとき。

#### ○利用方法

- ・さいこうふれあいセンターで依頼会員、協力会員ともに事前の会員登録が必要です。会員は随時募集しております。

利用できる方	利用について	費用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・足利市在住の方</li> <li>または、市内でお勤めの方</li> <li>・おおむね生後6か月～</li> <li>小学校3年生のお子さま</li> </ul>	平日 7:00～19:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1回2時間まで 1,000円 (1時間以内の場合は 500円)</li> <li>・2時間を超えると、 30分当たり 300円を加算</li> </ul>
	平日の上記以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間当たり 800円</li> <li>・30分当たり 400円</li> </ul>
	土日・祝日・年末年始 終日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間当たり 800円</li> <li>・30分当たり 400円</li> </ul>

※上記費用以外に食事代やミルク代などの実費負担があります。

### ママのお出かけサポート

（保護者外出支援事業）TEL: 0284-20-2185

保護者の通院や買い物、リフレッシュなどで外出する際、協力会員（保育士有資格者）が短時間お子さまをお預かりします。ファミリー・サポート・センターと同様、会員登録が必要となります。

対象	利用について	費用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・足利市内在住の方</li> <li>または、市内でお勤めの方</li> <li>・おおむね6か月以上の未就園児</li> </ul>	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00 (1回3時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間以内 500円</li> <li>・2時間以内 1,000円</li> <li>以降30分ごと 300円を加算</li> <li>・別途協力会員の交通費</li> </ul>

※詳細については、あしかがファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。



足利市にはこの他にもたくさんの子育て支援サービスがあります。  
心配なことがあったらまずはお電話で相談してみましょ！

**記載例**

(表)  
教育・保育給付認定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

足利市長 宛て

保護者氏名 **尊氏 太郎**

次のとおり、教育・保育に係る給付認定を申請します。

申請に係る小学校 就学前子ども	氏名	生年月日	性別	保護者 との続 柄	認定者番号 ※既に認定済み の場合
	(ふりがな) たかうじ じろう <b>尊氏 次郎</b>	〇〇年〇月〇日生	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	子	
保護者 住所・連絡先 生年月日	(住所) <b>足利市本城3丁目2145</b> (方書) <b>尊氏 太郎</b>	(生年月日) 〇〇年 〇〇月 〇〇日	(連絡先電話番号) <b>〇〇〇-△△△△-××××</b>		
保育の希望の有 無(*1)	<input checked="" type="radio"/> 有: 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む) <input type="radio"/> 無: 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)				←保育希望の方 ←幼稚園希望の方

(\*1) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

① 保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	個人番号
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産(予定: 月 日) <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他	
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産(予定: 月 日) <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他		

教育認定希望の方は不要

② 申請児童の情報

障害者手帳の情報	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
アレルギーの情報	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有( )
その他特記事項	<input checked="" type="radio"/> 無 ・ 有( )

③ 世帯の状況

ひとり親世帯等の有無	<input checked="" type="radio"/> 非該当 ・ 該当( <input type="checkbox"/> 離婚・死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 在宅障害児(者)のいる世帯 )						
生活保護の適用の有無	<input checked="" type="radio"/> 非該当 ・ 該当( 年 月 日保護開始)						
区分	氏名	生年月日	性別	児童との続柄	多子軽減計算対象施設(*2)	職業又は学校名等	備考
児童の世帯員	(ふりがな) たかうじ たろう <b>尊氏 太郎</b>	H〇年〇月〇日生	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	父	<input type="checkbox"/> 対象	〇〇会社	
	(ふりがな) たかうじ はなこ <b>尊氏 花子</b>	H〇年〇月〇日生	男 <input checked="" type="radio"/> 女	母	<input type="checkbox"/> 対象	△△会社	
	(ふりがな) たかうじ いちろう <b>尊氏 一郎</b>	H〇年〇月〇日生	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	兄	<input type="checkbox"/> 対象	□□小学校	
	(ふりがな) たかうじ <b>尊氏 もみじ</b>	S〇年〇月〇日生	男 <input checked="" type="radio"/> 女	祖母	<input type="checkbox"/> 対象	無職	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		<input type="checkbox"/> 対象		

(\*2) 多子軽減計算の対象施設に入園・入所・入学している場合、該当にチェックを付けて下さい。

いずれかを選択して「○」を付けてください。

該当する理由にチェックしてください。

保育認定の方は、月の初日(1日)  
教育認定の方は、希望日を入力

(裏)

④利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	6年 4月 1日 から 年 月 日 まで		
希望する 利用曜日・時間 (*4)	利用曜日	利用時間	
	月 曜日から 金 曜日まで	8 時00分 から 17時00分 まで	
利用を希望する 施設(事業者)名 (*5)	施設(事業者)名・希望理由(*6)		
	第1希望	〇〇保育園 (希望理由)	事業所番号(*7)
	第2希望	<b>1次募集は第1希望のみ記入。 2次募集は、第3希望まで記入してください。</b>	
	第3希望		
		事業所番号(*7)	
		事業所番号(*7)	

(\*4) 幼稚園等の利用を希望する場合は記入不要です。

(\*5) 幼稚園等を経由して市に提出する場合は記入不要です。

(\*6) 小規模保育等を利用しており、連携施設への入所希望の場合は、その旨も記入してください。

(\*7) 市記載欄のため、申請時に記入は不要です。

⑤税情報等の提供に当たっての署名欄

足利市が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 尊氏 太郎

\*施設記載欄(幼稚園・保育園等を経由して市に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	(施設・事業所番号: )
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有( 契約・内定 ( 年 月 日契約(内定)) ) ・ 無
備 考	

\*足利市 課記載欄

受付年月日	年 月 日	
認定の可否 (否とする理由) 年 月 日認定	認定者番号	認定区分等 □1号 □2号 □3号 (□標 □短)
支給(入所)の可否 (否とする理由) 〔□施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型〕	支給(利用)期間 自 年 月 日 至 年 月 日	
入所施設(事業者)名		
□認定こども園(□連 □幼(□幼□保) □保(□保□幼) □地(□幼□保)) □幼稚園 □保育所 □地域型(□小 □家 □居 □事)		
備 考		

# 保育実施認定調査書

※ 該当する項目にチェック(☑)または記入をしてください。

出生前にお申し込みの方は出生後から入所(園)までの状況をチェック

## 記入例

フリガナ	タカウジ ジロウ		申込児童の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭で保育 (保育者: )	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設、託児所等 (施設名: )
児童氏名	尊氏 次郎			<input type="checkbox"/> 幼稚園、保育所・園 (施設名: )	<input type="checkbox"/> 一時預かり (施設名: )
生年月日	平成(令和) 〇年 〇月 〇日生			<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 産休・育休中
クラス年齢	※令和6年4月2日現在	〇 歳児		<input checked="" type="checkbox"/> 特に気になることはない <input type="checkbox"/> ことば ( ) <input type="checkbox"/> 行動 ( ) <input type="checkbox"/> 入院歴 ( ) その他何か気になる点があればご記入ください	
電話番号	自宅	〇〇-〇〇〇〇			
	携帯	(父) △△△-△△△△-△△△△ (母) ×××-××××-××××	認可外保育施設等を利用している場合は必ずご記入ください。		

↓きょうだい同時申込の場合、以下についてはいずれかの児童の方のみ記入すれば問題ありません。↓

		氏名(年齢)※別居でも記載		住所(別居の場合は記載)		就労状況	健康状況
家庭の状況	父方	祖父	死亡	歳	いずれかに〇 住所 同居・別居 ( )	有・無	良・否
		祖母	尊氏 もみじ	〇〇歳	いずれかに〇 住所 同居・別居 ( )	有・無	良(否)
	母方	祖父	足利 一夫	〇〇歳	いずれかに〇 住所 同居・別居 ( 足利市八幡町〇〇〇 )	有・無	良(否)
		祖母	足利 まさこ	〇〇歳	いずれかに〇 住所 同居・別居 ( 同上 )	有・無	良(否)
その他	送迎方法	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他( ) 該当するすべての人にチェック <input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他( )					
	ひとり親	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 別居(離婚調停 有・無) <input type="checkbox"/> 拘禁 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他( )					
	令和5年1月1日時点の住所	足利市以外にお住まいだった方は保育料等の算定に必要な税情報の確認のため、個人番号(マイナンバー)記入用紙および確認書類の提出をお願いします。 父 : 〇〇 市 区 町 村      母 : _____ 市 区 町 村					
現在妊娠していますか？ <input type="checkbox"/> はい(令和 年 月 日出産予定) <input checked="" type="checkbox"/> いいえ							

保育を必要とする事由について	父		母		
	就労	実際の勤務先住所地 足利市山川町〇〇〇	実際の勤務先住所地 足利市福富町〇〇〇 および 島田町〇〇〇		
		通勤手段 <input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 通勤なし(テレワーク等) <input type="checkbox"/> その他( )	通勤手段 <input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 通勤なし(テレワーク等) <input type="checkbox"/> その他( )		
		通勤時間 往復 時間 15 分	通勤時間 往復 時間 30 分		
	疾病障害	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院(通院日数:週 日) <input type="checkbox"/> 自宅療養 病名・病状・その他子どもを家庭保育できない具体的な理由(診断書等の提出をお願いします。)			
介護看護	誰が(介護者) <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	誰を(続柄) <input type="checkbox"/> 居宅内介護 <input type="checkbox"/> 入院付添 <input type="checkbox"/> その他( )	病名や要介護認定、その他具体的な状況、介護者がやらなければならないこと		
就学	学校名(カリキュラムや合格通知、学生証の提出をお願いします。)	就学時間 週 日 : ~ :	卒業・修了予定年月 令和 年 月		
求職活動	活動内容(該当する項目すべてにチェック) ※求職活動での認定期間は3か月間です。 <input type="checkbox"/> ハローワークで <input type="checkbox"/> チラシやインターネットをみて <input type="checkbox"/> その他( )				

※ご記入の内容について、お電話等で確認させていただくことがあります。  
 ※記載内容が事実と異なることが判明した場合は、内定取り消し(退所、退園)となることがあります。

## ！必ず全項目をお読みください！

全項目の内容をご理解いただいたうえで自筆でご署名をお願いします。入所(園)審査の公平性を担保するため、虚偽記載や意図的に事実を記載しなかった場合、確認事項記載のとおり原則内定取り消しおよび退園となります。後ほど「知らなかった」「忘れていた」等で退園や内定取り消しを回避することはできません。

No.	確認事項
1	虚偽の届出を行った場合は、退所(内定取消し)となります。後ほど判明した場合でも、退所となります。
2	入所申込後や入所後に保育を必要とする事由に変更が生じた場合、必ず届出を行ってください(就労先の変更、就労時間の変更、求職活動、妊娠、婚姻、離婚等)。すみやかに届出を行わず、後ほど判明した場合、退所となることがあります。
3	就労報告書兼証明書は、必ず事業所の担当者が記載したものを提出ください(保護者自身が事業主の場合を除く)。内容に訂正がある場合は、訂正部分を二重線で消し、上部に正しい文字等を書き加えてください。保護者自身による作成や加筆、修正液や修正テープでの訂正がある場合、証明書は無効となります。
4	就労報告書兼証明書の内容について、事業所に電話で勤務実態の確認をする場合や、源泉徴収票や雇用保険被保険者証の写し等、追加書類の提出を求める場合があります。また、税法上の収入がないような労働(手伝い等)は就労として認定できません。
5	「育児休業から復職予定で入所申込みをしていたが、仕事を辞めてしまった」、「採用予定で申込みをしていたが、実際は就労しなかった」、「申込み時点と入所の時点で就労先が変わっている」等、申込時と保育の開始時とで事実が異なることが判明した場合には、入所審査の公平性の観点から、退所(内定取消し)となることがあります。
6	すでに保育を利用しているお子さまがおり、新たにお子さまが生まれて育児休業をとる場合、生まれたお子さまが原則1歳の誕生日を迎える前に、同じ就労先に復職する場合のみ保育利用を継続することができます。それ以上育児休業を取得する場合は、妊娠・出産要件での認定期間終了後(産後約2か月)で退所となります。
7	入所後、3か月以上の無断欠席をした場合は、保育の必要性がないと判断し、退所となります。やむを得ない理由から長期欠席になる場合は、必ず施設にご相談ください。
8	在留外国人の方で、保護者やお子さまの在留期間が切れてしまった場合は、原則退所となります。更新は忘れずに行ってください。
9	令和6年度(次年度)の入所申込みをしながら、令和5年度(本年度)内の随時申込みをし、入所決定した場合には、令和6年度(次年度)の申込みについてはキャンセルとなります(二重申込みの禁止)。転園目的の申込みの場合にはその限りではありませんが、令和6年度の申込みについては、優先順位が下がることがあります。
10	一斉申込みの際は事務が集中するため、結果を通知するまで1か月以上かかることがあります。
11	公立保育所に申込みをする場合、「足利市保育所等整備後期計画」の内容について説明を受け、公立保育所の再編に伴い、将来の閉所へ向けた入所(申込み)制限や、施設の民営化、施設の移転があることを十分に理解したうえで申込みをしてください。

### 利用者負担についての誓約事項

施設入所後、利用者負担金(保育料)を毎月定められた期日までに納付することを誓約します。また、保育料の滞納があった場合は、児童手当を現金支給とし、保育料の納付相談に応じることに同意します。※正当な理由がなく利用者負担を滞納すると、児童福祉法第56条6項から8項の規定により滞納処分(勤務先への電話、給与等の差し押さえ等)を行う場合があります。保育料を滞納し、支払いに協力的な姿勢がみられない場合、施設利用継続の契約を行わないことがあります。

足利市長 あて

保育施設の利用にあたり、以上の事項について理解し、同意したうえで申込みを行います。

(署名欄) ○○年○○月○○日

住所 足利市本城3丁目2145

保護者氏名(父) 尊氏 太郎

保護者氏名(母) 尊氏 花子

必ずご署名をお願いします。

# たかうじ君ぬりえ

